

第8次福岡県保健医療計画の策定について

1 医療計画について

医療法の規定により、都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定。

本県では、『福岡県保健医療計画』として策定。

《 記載事項 主なもの 》

① 医療圏の設定及び医療圏ごとの基準病床数

② 地域医療構想

③ 5 疾病・6 事業[※]及び在宅医療に関する事項

※ 5 疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
6 事業…救急医療、災害医療、新興感染症、へき地医療、周産期医療、
小児医療

④ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（外来医療計画）

⑤ 医師の確保に関する事項（医師確保計画）

《 計画期間 》

6 年間

（第8次計画は、令和6年度～令和11年度 中間年で見直しを実施）

2 第8次計画の主な変更点

- ・「新興感染症等の感染拡大時における医療」の追加

医療計画策定体制及び主な関連計画 [5 疾病、6 事業・在宅]

